

小売全面自由化に向けた検証の進め方

平成27年10月27日
資源エネルギー庁

- 一昨年成立した電気事業法の第1弾改正法附則の改革プログラムには、3段階の改革について、改革を行うに当たっての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて、課題の克服のために必要な措置を講ずるべきことが規定されている。
- また、改革プログラムには、エネルギー政策の変更等に伴う競争条件の改善、事業者間の競争環境を確保するための措置、安定供給に必要な資金調達に関する措置等について、検討あるいは措置すべきことが規定されている。

電気事業法第1弾附則のプログラム規定の条項（抜粋）

（電気事業に係る制度の抜本的な改革に係る措置）

第十一条 政府は、電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大を実現するため、この法律の円滑な施行を図るとともに、引き続き、次に掲げる方針に基づき、段階的に電気事業に係る制度の抜本的な改革を行うものとする。

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革の各段階において、当該改革を行うに当たっての課題について十分な検証を行い、その結果に基づいて当該課題の克服のために必要な措置を講じつつ、当該改革を行うこと。

3 政府は、中立性確保措置を法的分離によって実施する場合には、次に掲げる措置を講ずるものとする。この場合において、第二号に掲げる措置を講ずるに当たっては、金融市場の動向を踏まえるものとする。

二 電気事業を営む者たる会社の社債権者に、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を与えるための経過措置、前号の規制措置に係る経過措置その他の電気の安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための措置

5 政府は、第一項第一号及び第二号に規定する法律案を国会に提出するに当たっては、次に掲げる措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

六 （中略）その他の電気の小売業を営む者の間又は電気の卸売業を営む者の間の適正な競争関係を確保するための措置

七 原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って特定の電気の小売業を営む者又は特定の電気の卸売業を営む者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合において当該特定の電気の小売業を営む者又は当該特定の電気の卸売業を営む者の競争条件を改善するための措置

- 本年6月に成立した第3弾の電気事業法改正法においては、今後の「課題の検証」について、第1弾改正法のプログラム規定に沿って、改めて検証規定が設けられている。
- 具体的には、①第2段階の施行前、②第3段階の施行前、③第3段階の施行後、それぞれのタイミングにおいて、法施行の状況やエネルギー基本計画の実施状況、需給状況等について検証を行い、その検証結果を踏まえ、競争条件や資金調達等の観点から必要な措置を講ずる旨を規定している。

電気事業法に係る検証規定の概要

附則第74条 **政府は**、電気事業制度改革の段階的な実施を踏まえ、**第2弾法改正の施行前**、第3弾法改正の施行前、第3弾法改正の施行後5年以内のそれぞれの時期**において**、改正法の施行の状況並びにエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況、需給状況、料金水準その他の電気事業を取り巻く状況について**検証を行うものとする**。

2 **政府は**、**前項の検証の結果を踏まえ**、必要があると認めるときは、原子力政策をはじめとするエネルギー政策の変更その他のエネルギーをめぐる諸情勢の著しい変化に伴って電気事業者の競争条件が著しく悪化した場合又は著しく悪化することが明らかな場合における競争条件改善措置、電気事業者間の適正な競争関係を確保するための措置、安定供給を確保するために必要な資金の調達に支障を生じないようにするための**措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする**。

平成27年
(2015年)

平成28年
(2016年)

平成32年
(2020年)

検証①

検証②

検証③

第1段階
(広域機関創設)

第2段階
(小売全面自由化)

第3段階(送配電部門
の法的分離)

5年以内

○来年4月の小売全面自由化に向けて、本年6月、総合資源エネルギー調査会電力システム改革小委員会制度設計WGにおいて、第3弾改正法に基づく検証を開始。

○その際掲げられた主な検証項目について、6月の第13回制度設計WGに続き、7月の第14回制度設計WGにおいても議論が行われた。

6/25 第13回制度設計WG
事務局提出資料(抜粋)

想定される主な検証項目

1. 第1弾改正法の施行の状況

- －広域的運営推進機関の運営状況
- －自己託送の活用状況

2. エネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

- －改革後の電力システムを支える各種インフラの整備
- －改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討 等

※インフラ整備など、実現までに期間を要するものについては、その検討・進捗の状況確認を行う

3. 電気の需給の状況

- －足元までの需給の状況及びこれを踏まえて講じている対策

4. 電気の小売に係る料金の水準

- －小売電気料金の推移

5. その他の電気事業を取り巻く状況

- －小売全面自由化に関連した各種ルール整備の状況
- －広域的運営推進機関及び一般電気事業者各社におけるシステム対応の状況
- －既に自由化されている分野における競争の状況と、卸電力市場の活性化の状況 等

- 小売全面自由化に向けたシステム構築については、タイトなスケジュールではあるが、おおむね各社予定通りに進んでいると理解。分社化を予定している東京電力については多少のリスクはあるようだが、来年4月の小売全面自由化に向けてしっかりと準備を進めていただきたい。
- スマートメーターの導入について、小売自由化を見据えて、消費者が電力会社の切替えのために設置を望む場合には、速やかに対応して欲しい。特に、来年4月頃には切替え申請が殺到する可能性もあるため、事前に十分用意しておいて欲しい。また、託送システムの開発については、スケジュールの徹底をお願いしたい。システム開発が遅れることで、スイッチングの手続きが遅れ、消費者に負担が生じないようにして欲しい。
- スマートメーターについては、来年4月から希望者に対して優先的に設置することとされているが、来年4月から小売自由化が始まる以上、4月以前にできる限り前倒してスマートメーターの設置を開始できるように検討して欲しい。
- 今後どのようにスマートメーター設置等を進めて行くのか教えて欲しい。
- 来年4月の小売全面自由化の施行に向け、事業者としても、お客様に選択してもらえるよう、サービスのより一層の充実を検討しているところ。自由化に向けたシステム整備については、タイトなスケジュールの中、作業を進めているところであり、無事に自由化のスタートが切れるよう、御支援や御配慮をお願いしたい。
- 国民に負担をかけないために最適化するという観点はとても重要であり、この観点から、システムの構築について引き続き確認していくことが必要。ハブ方式も含めて広域機関の中に検討部会を常設して検討していくことが必要かと思う。
- 第2段階の実施に向けて、様々な取組が行われていると認識。来年4月まで、システム改革の趣旨に沿って、同時同量ルールや卸市場活性化等について細かいルール形成がされているかという検証が必要。

- 第3弾法の検証規定に基づき、電力システム改革の各段階において検証が必要と考えており、特に、(1) 安定供給確保のための仕組みの整備、(2) 需給状況の安定、(3) 民間事業者が原子力事業を行うための事業環境の整備といった3つの課題にしっかり対応されているかを確認の上、必要な措置を講じながら改革を進めて欲しい。
- 特に、電気の需給の状況は、お客様利益の実現のためにも重要だが、そのためには、原子力発電の活用が不可欠と考えている。安全確保を大前提に、再稼動に向けた最大限の努力を行ってまいりたい。また、原子力事業の事業環境整備については、今後の具体的な制度検討に期待している。全面自由化までに全ての懸念が払拭されることにはならないとは思いますが、一定の方向性が示される必要があると考えている。
- 競争環境下における原子力事業の在り方が検討されているが、自由競争下において原子力事業者のみを優遇することにならないように、国民目線の公平な検証を進めて欲しい。
- 小売全面自由化に向けた検証については、総論、特に原発の再稼働に道筋が付いていることが必要だが、今回はその進捗が確認できた。需給状態については、継続的に安定なものにする必要があるため、成果が出ることを期待している。
- 広域機関と中央給電所との関係について、日本は自然災害が多いので、このような不測の事態に対応できるように準備をしておく必要がある。全エリアの中央給電所と広域機関が広域災害を想定した訓練を合同で行うなど、システムと人との連携を事前に行うべき。
- 部分供給がこの1年で多くなっているという事実は、部分供給を要望せざるをえないということを意味しており、ベース電源がないという現状を示唆していると理解。低圧について部分供給を積極的に求めないという方向性であるのであれば、その代替手段の制度化が必要ではないか。
- 検証の進め方については、資金調達に支障が生じていないかについて、資料上記載がないようだが、重要な問題なので、法的分離の前後の検証では、この点についても配慮してほしい。
- 今後の検証の各段階においては、小売事業者の立場をフォローしてもらえようをお願いしたい。

○本小委員会においては、これまでの制度設計WGの議論を引き継ぎつつ、8月以降に進捗のあった事項を中心に、以下のとおり検証を進めてはどうか。

6月25日 電力システム改革小委員会第13回制度設計WG(検証①)

7月28日 電力システム改革小委員会第14回制度設計WG(検証②)

10月27日(本日) 第1回電力基本政策小委員会(検証③)

ー検証の進め方

ー事前準備の進捗状況(小売電気事業者登録、託送料金審査、ガイドライン策定)

ー電力会社におけるシステムの開発・整備状況及びスマートメーターの設置状況
(電力広域的運営推進機関の運営状況を含む)

11月中旬 第2回電力基本政策小委員会(検証④)

ー電気の需給の状況

ー電気の小売に係る料金の水準

ー既に自由化されている分野における競争の状況

ー小売全面自由化の周知状況(広報の進め方)

12月上旬 第3回電力基本政策小委員会(検証⑤)

ーエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況

12月下旬 予備日